

西海市教育委員会（令和6年第12回定例会）会議録

期 日：令和6年12月26日（木） 午後1時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 健悟、森下 直也

（書記） 副参事 長岡 竜児

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 尾畑 幸二

社会教育課 課長 尾崎 淳也

課長補佐 白濱 義晴、大石 克也

傍聴者：5名

1. 開会

○教育長

ただいまから、第12回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、谷口委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

第4回西海市議会定例会

西海中学校研究発表

第4回部活動地域移行あり方検討委員会

令和6年度西海市PTA連合会 第2回PTA活動推進研修会

第3回西海市の地域創生を考える会

「オレンジ・ランプ」特別試写会

西彼杵高等学校バレー部の春高バレー出場壮行会

5. 議事

日程第1「議案第75号 令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定について」

○教育長

日程第1「議案第75号 令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

議案第75号「令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定について」になります。本件につきましては11月の定例会で、個人が6人、団体が1団体、合計7件をですね、既に被表彰者として決定をしていただいたところではあるんですが、教育・文化・スポーツ功労表彰の被表彰者を追加で決定をしたいというふうに思っております。具体的な被表彰者の候補者ですが、3ページ、4ページをご覧になっていただきたいと思います。3ページ文化顕彰になります村山理仁さん、功績概要については記載のとおりです。次に4ページ、スポーツ顕彰になります、西彼農業高等学校女子ウエイトリフティング部、功績概要については記載のとおりです。それぞれ社会教育課長と西彼農業高校の学校長の方から推薦を頂いております。一応、本日審議をしていただきまして被表彰者として決定すれば、来月開催予定の表彰式で、表彰を行いたいというふうに思っております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第75号の説明がありましたが、前回からの追加で2件ということですね。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第75号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第75号 令和6年度教育・文化・スポーツ功労表彰被表彰者の追加決定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第76号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第2「議案第76号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」

を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

議案第76号「西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市就学援助制度において運用上の見直しを行うため、当該規則における所要の改正をしようとするものです。2ページ以降が改正規則になりますが、具体的な改正の内容につきましては、改正のポイントをご覧になっていただきたいと思っております。10ページになります。改正のポイントです。改正のポイントが幾つかありますが、大きく三つです。

まず、1つ目ですが、就学援助の手続において、事務処理を行う教育委員会と予算執行権限に係る市長の業務の職務権限ですね、これまでの本規則内で明確にされておられません。そういったところを整理して、予算執行に係る部分については市長に改めるという内容になっております。次に、西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う条ズレの改正を行うものです。更に、申請において学校を経由せず、保護者が直接教育委員会へ提出できる仕組みを構築して、保護者の手続事務の簡素化、校長印の削除、学校における事務負担の軽減を図るため申請書の不要な部分を削除するなどの様式の変更を行うものです。これら三つの改正の内容となっております。

ポイント2として「保護者及び学校の事務負担の軽減内容」ということで、重ね重ねになりますが、まず保護者につきましては、各学校を通さず、教育委員会に直接申請書の提出が可能となるような改正内容としております。また、小・中学校に児童生徒がそれぞれ在籍していた場合、これまではそれぞれの学校に申請書の提出が必要であったものが1箇所への提出で済むように、例えば「小学校に出せば」、あるいは「中学校に出せば」という1箇所の提出で済むように見直しを図っております。また、申請者の押印をですね、今回の改正で不要というふうな形で処理をしているところです。また、学校においては、学校の校長の意見や、証明印を不要とするような内容にしております。

今回の規則の改正の周知方法や期間ですが、就学援助制度につきましては、1月中に学校を通じて保護者へ制度の説明を通知する予定にしております。本改正規則につきましては、令和7年1月1日から施行する予定にしております。

それでは5ページを開いていただいでよろしいでしょうか。まず、5条の改正規定ですが、「教育委員会を通じ市長に申請をしなければいけない」というふうな形で、これまでの学校を経由した手続が、教育委員会に直接できるというふうな規定になっております。それに伴う、旧規則の3条の削除であったり所要の見直しを図っているところです。

次、6ページを開いていただいでよろしいでしょうか。第6条の改正内容ですけれども、これまで教育委員会としていたところを市長というふうな形で、予算の権限の執行の権限ですね、職務権限については市長にありますので、そういった見直しを図っているところです。

飛びまして8ページ、そして9ページですね。ちょっと新旧対照表の見づらい部分があるかと思いますが、先ほど説明した改正のポイントで説明しているような内容をです

ね、様式に落とし込んで見直しを図っているところになります。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

議案第76号の説明がありました。質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

幾つかあるのですが、ポイントの方で、西海市立学校給食調理場での条ズレってあるのですけども「そこが見当たらない」というところ。2つ目が、様式の変更ですが「様式の号に下線が引いてあります」ので、全面改定という理解でよろしいのでしょうか。3番目ですけども周知方法ですね。学校を通じて保護者へ資料を通知すると配布する、ということですけども、生徒さんが家庭でそれを親御さんに見せることができない家庭というかですね、見るか分からないところも出てくるときに、例えば保護者の方が情報を取りに行くというときの仕組みというか、それから一般的に市民の皆さんに向かったの広報とか考えていらっしゃるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○教育長

いま3点質問があったと思いますけども。はい。教育総務課長。

○教育総務課長

まず1点目ですね、給食調理場の分につきましては、6ページの新旧対照表にあります第8条の部分になるんですけども、これにつきましては、条例の改正につきましては、12月市議会のほうで改正をしております。

○北島委員

その案件は分かりました。条ズレするわけじゃなくて、条ズレの部分を整合させることですか。

○教育総務課長

はい、そうです。2点目が、様式の変更につきましては、委員おっしゃられるとおり様式の全面改正ということで、これまで、A4の横の申請様式になっていたものを、A4の縦型に変更してですね、できるだけこう見やすくなるような様式に変更させていただいております。周知方法につきましてはですね、これまで同様申請等につきましては、どうしても学校の協力というのは必要になってきますので、学校の方にも協力をお願いしながら、各児童生徒を通じて保護者のほうに周知をする部分と、あとはホームページ等ですね、そういうところの記載であったりですね、広報紙等で載せるスペースがあればですね、そういうところも活用しながら周知を図っていきたいと思っております。

○教育長

よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第76号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第76号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第77号 西海市学校給食費徴収規則及び西海市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第3「議案第77号 西海市学校給食費徴収規則及び西海市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

議案第77号「西海市学校給食費徴収規則及び西海市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市立学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、西海市学校給食費徴収規則及び西海市立学校給食共同調理場運営委員会規則について、所要の改正を行うものです。

まず初めに、本議案の5ページと本日お配りした正誤表をですね、見比べていただくような形で準備をお願いしたいと思います。

議案書の5ページ別表1というのが下のほうにあるかと思いますが、その3行上ですね。別表中、カギ括弧云々という改正分があります。ここについて、訂正した形での審議をお願いしたいと思うのですが、5ページの別表中「(第5条関係)」を「(第10条関係)」に、「第4条第1項」を「第6条第1項」に改め、その次にですね、同表備考中「教育委員会」を「教育長」に改めという言葉を挿入するような形でお願いしたいと思います。

次に、21ページ、新旧対照表を見ていただいでよろしいでしょうか。新旧対照表の新しいところになります。下のほうに、備考 崎戸地区及び同平島地区云々というところがございますが、ここをですね、教育委員会が別に定めるところですね、ここを教育長が別に定めるところでの修正をお願いします。修正後の内容についてです

ね、審議をしていただきたいというふうに思っているところです。

次に本規則ですが二つの規則をですね、同時に改正をする内容となっております。改正のポイントにつきましては、24ページと25ページにまとめておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

ポイント1として今回の一部改正の概要ですけれども、先ほどから説明しておりますように、記載の二つの規則をですね、一部改正を同時に行うというつくりでまとめているところです。

ポイント2 西海市学校給食費徴収規則の一部改正の概要になります。まず一つ目として、趣旨規定において、その他学校給食を受ける者を明確にしております。これは第1条の改正規定になります。

二つ目として、定義規定において、特別支援学校や教職員等の定義を明確にしております。第2条の改正規定です。

次、三つ目として、学校給食を市が実施すること及び学校給食の提供先を明確にしています。これが第4条になります。これまでの徴収規則で明確になっていなかった以下の事項について、明確にしております。学校給食費の負担者、学校給食の申込み、学校給食の停止、学校給食の一部停止、学校給食費年額の調整及び臨時に学校給食の提供を受ける者が負担する学校給食費の算出根拠及び納期限、各種変更届、これまで規定されておりましたので、今回整理をして明確にしております。

五つ目です。崎戸町江島地区及び同平島地区の標準単価については、これまで教育委員会に議案として諮って決定をしていただいていたところですが、これにつきましては、教育長の専決事項として改めております。第6条の改正規定になります。

六つ目、学校給食費の納付方法の推奨順位を改めております。これまで、集金人そして口座振替、直接納付という推奨順位としていたところですが、口座振替を第1として、次に直接納付、集金人というふうな形で順位を改めております。集金と言いますのは、各地区、学校区でPTAの方にご協力を頂いてですね、集金をする当番を決めていただいて、その方々に集金をお願いしていたところですが、いろんな意味での負担が大きいという声が上がってきております。そういったところを見直した内容が11条の改正になります。

七つ目として、新たに別表を設けて、学校給食の減額対象及び減額される金額を明確にしております。別表第1の改正規定になります。これは児童生徒が、例えば怪我とか入院とかですね、そういったところで学校を休んで、それで給食を食べないというケースが出ております。そこについて明確に減額する金額の根拠であったりとか、あるいは、その金額について明確にしております。最後に各種変更届を定めております。様式第1号から第5号を新たに追加して規定をするというふうになっております。

今回については、やはり来年4月からの特別支援学校に係る給食の提供を行うというふうなところがスタートではあったんですが、よくよく今の学校給食費の徴収規則であったり、あるいは運営委員会規則ですね、その規定すべき内容がきれいに網羅されていないところもありましたので、全体的な見直しを図っております。そういったところで改正内容については多岐にわたりますが、本議案についてですね、審議をよろしく願いたいというふうに思っております。提案理由は以上でございます。

○教育長

議案第77号の説明がありました。質疑はありませんか。はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

お尋ねします。6ページですね、児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書のところの下ですね「同意します」と「同意しません」というふう
に、チェック項目がありますけれども、こういうことはあまりないかも知れませんが、
もし「同意しません」というふうに入った場合の対応についてですね、どう
お考えかということをお尋ねします。それからもう一つ、確認ですけれども、8ペ
ージの下段ですね、「再開日より前に“休職”」となっていますが“給食”の変換間
違いでしょうか、お尋ねします。

○教育長

いま2点質問がありましたけども、6ページと8ページの部分ですね。学校教育課
長。

○学校教育課長

はい、ありがとうございます。まず6ページの部分で、学校給食の申込書に関する
ところになりますが、その申出書の部分をですね、新たに設けてこの同意します、しま
せんのですね、チェックを頂くように考えているわけです。委員さんのご指摘のとおり
ですね、同意しないケースってというのも実はこれまでもあってですね、なかなか家計
的にも厳しいとかそういったことで、同意書といいますか、そういったところの提出が
ないというご家庭もあってですね、今回はできるだけ全員に提出を頂いて、再確認
という意味での申込みということになってくるんですけども、仮に「同意しません」と
いう方がいらっしゃった場合は、管理者それから場長も含めてですね、丁寧に対応し
ていきながら、チェックを頂くようにということで、働きかけていくというふう
に考えているところであります。もう1点の8ページについては、ご確認頂いて本
当にありがとうございます。気づかなかったところでございますので、修正を
させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。武宮委員どうぞ。

○武宮委員

はい。1点だけ、18ページに学校給食費の納付方法の改正のことですが、説明
では徴収員による徴収が負担になっているということをお話を頂いたかと思
いますが、もし分かればですね、全体のどれぐらいの割合で徴収員による
徴収というのが行われているかというのを教えてください

○学校教育課長

現在、徴収員と言いますか、地区集金をされている学校は、もう西海町内の小学校が2校あります。そこを今後、口座振替の方でお願いしようかなというふうに考えているところでありまして。そんな大きな割合ではないということで。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。谷口委員どうぞ。

○谷口委員

6ページにお示し頂いた新たな学校給食申込書が、今後発行するとなりましたら、来年度当初前、例えば、小学校入学者だけではなくって、全児童生徒が申込書を書いて提出をするということになるのですかね。そうするとそのあとは小学校入学後異動がない限りは、それでいくという方式なのでしょうか。その確認です。

○学校教育課長

はい、ありがとうございます。今回ですね、新たにこの申込書を作成して次年度のことにはなるのですが、次年度に向けてということで、その準備行為としてですね、この1月の段階で各校長先生方にお知らせをして、学校で配布をしていただくこととなります。対象は現在の小1から中2を対象にして、もう、今年度中からですね、配布をして回収をということで捉えています。新たに入ってくるその小1、中1については今度の入学説明会が2月上旬中旬ぐらいまでのうちにありますので、その中で配付をさせていただいて、入学前までに申込を回収・確認ということで進めていきたいというふうに考えております。

○教育長

よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第77号は、先ほど一部修正をお願いしましたけれども、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第77号 西海市学校給食費徴収規則及び西海市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第78号 西海市学校給食費補助金交付要綱及び西海市学校給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第4「議案第78号 西海市学校給食費補助金交付要綱及び西海市学校給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

議案第78号「西海市学校給食費補助金交付要綱及び西海市学校給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」です。本議案の提案理由ですが、令和7年4月1日に開校する長崎県立時和特別支援学校西彼杵分校の小学部・中学部の児童生徒及び教職員等に学校給食を提供するための条例の一部改正に伴い、関係する要綱について、所要の改正を行うものとなっております。5ページにですね、制定のポイントをまとめております。

今回の改正のポイントですが、先ほどから提案理由で説明しておりますので省略をさせていただきたいと思っております。それぞれの補助金交付要綱の改正の概要をご説明いたします。

ポイント2になります。（1）西海市学校給食費補助金交付要綱の条例の規定が条ズレしたことによること及びその字句の修正を行うものとなっております。（2）西海市学校給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱につきましては、特別支援学校は県立学校であり、通学区域が拡大されるため、補助金の対象事業である給食用食材調達事業の対象範囲を市内の児童生徒に限定するものとなっております。告示の改正につきましては令和7年4月1日から施行する予定となっております。

次に、3ページを開いていただいでよろしいでしょうか。それぞれの要綱ごとに確認をしていきたいというふうに思います。まず、第1条の内容になりますが、学校給食費補助金交付要綱の一部改正の内容です。第4条に「手続き」という言葉が出てきますが、これは送り仮名を省略します。あわせて条例の条ズレに伴う改正を行っておるところです。

次のページをお願いいたします。物価高騰対策事業補助金交付要綱の改正内容になります。先ほどから説明しておりますとおり「児童及び生徒」、これについて「西海市内に住所を有する者に限る」ということで、市内の児童生徒に限定した補助対象事業というふうな形で規定をさせていただくという内容です。提案理由につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第78号の説明がありました。質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第78号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第78号 西海市学校給食費補助金交付要綱及び西海市学校給食費物価高騰対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第79号 西海市学習用通信機器整備支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」

○教育長

日程第5「議案第79号 西海市学習用通信機器整備支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

はい。議案第79号「西海市学習用通信機器整備支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」本議案の提案理由ですが、情報通信環境の整備に伴い学習用通信機器整備に対する支援の需要が減少しているため、補助金の必要性が低下していることから、当該要綱を廃止しようとするものです。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

議案第79号の説明がありました。質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

この学習用通信機器整備というのは家庭におけるWi-Fiの支援ということで、以前制定されたものっていうことでよろしいでしょうか。重ねてすみません。質問なんですけども、各家庭のアンケート調査とか、そういったところは実施されていらっしゃるようでしたら、その実態というかですね、教えていただければと思います。

○教育総務課長

はい。ただいまのご質問ですけども、すみません、各家庭の設置状況についてはですね、ちょっと実施はしていないところなんですけども、何年前、ちょっと手元にないんですけども、学校教育課の方でですね、調査があります。後ほど説明します。はい。

○北島委員

分かりました。学校教育課の方で調査をされたものが一つの根拠ということと、それからもちろんその申請が多分上がってきてないのじゃないかな、要請がですね。それがっていうことなのではないかな、今後、この教育用だけではなくて通信環境というの

は、もう生活においてもですね、かなり必需的なものにもなってきていて、いろんなご家庭でも整備が進むのしょうけども、一部ですね、生活にお困りになる、こういった整備ができないというご家庭に対しての支援というのは、今後どうされるんでしょうか。

○教育総務課長

はい。そうですね。この事業につきましては、令和3年度から事業を取り組んできておりまして、各家庭のインターネット等接続のための初期費用3,300円について補助をしているところです。実際そうですね、年々利用者数が減ってきておりまして、今年度につきましては、申請者1名という形になってきております。そうですね、私どもとしましては、もう先ほど委員の方からありましたけども、どうしても設置ができないようなところもあるということではあるんですけども、ある一定のですね、事業成果があったのかなというところと事業の見直しをする中でも、この事業についてはですね、廃止をしていってもいいだろうという判断で、このような形で廃止をさせていただくようになりました。

○北島委員

はい。事業の再編という意味ではよく分かりました。一方でですね、ぜひ福祉部局との連携ということもお考え頂きたいと思います。一定数やはり生活困窮者家庭というのがあると思いますし、こういった生活環境整備がなかなか行き届かないというお困り事もあると思います。ぜひ、お困りになられたご相談がですね、例えば、学校とか教育委員会にあった場合は、逆に代替の制度の方をですね、ご紹介頂くといったような、本当に、全庁でもって対応頂けるようなことをお考え頂ければなあというふうに思ったところです。よろしくをお願いします。

○教育総務課長

はい。ありがとうございます。今、委員がおっしゃられたことですね、市の福祉部局ともですね、連携を図りながら進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○北島委員

はい、ありがとうございます。先ほどの学校教育課の分は、あとで何かしらの報告を頂けるのですかね。現状の割合。

○教育総務課長

後ほどですね、すいません。ちょっと調べて報告させていただきます。

○教育長

よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第79号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第79号 西海市学習用通信機器整備支援事業補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告(資料により報告)

○教育総務課長(議案第79号の質疑「各家庭のアンケート調査」に対する回答)

先ほど北島委員の方からご質問がございました各家庭のですね、ネットワーク環境整備事業ですが、すいません。1番直近で各家庭に調査をした分が令和4年度の調査の数値になるのですが、その時点で97%の家庭でインターネットの環境整備が進んでいる状況となっております。その後ですね、GIGAスクール1人1台端末と持ち帰り事業等も進めている中でですね、環境が整っていないということでの相談が、ほとんどないような状況っていうこともありまして、一応今回ですね、廃止という形にさせていただいております。以上です。

次回の定例教育委員会：1月29日(水)午後1時30分から

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午後2時32分閉会)

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員